

労務管理サークル

四山鉱の「職場充実運動」批判 (二)

四山鉱構内の売店前にある掲示 三百万円が手当として毎月出費されるので、各部別のサークル名を、

第一に、好きな者同士が集まり、第二に、その集団の中で、その人のやりたことが満たされていくことだ。

「安全会」「二丁やる会」など思いついたものが、それが集団で満たされるものが、最大の特色の一見面白く思えます。

また、その横に「サークル会合」など、月二回会議を開く、自分がいと思つてやると人当たり三万円(三池商事の商)品券)が出されるあります。新

また、その横に「サークル会合」など、月二回会議を開く、自分がいと思つてやると人当たり三万円(三池商事の商)品券)が出されるあります。新

論壇



外尾 善次郎

またも炭鉱の大災害が発生した。三池南大夕張の大災害から早くも1カ月が過ぎました。通産省の事故調査委員会の原因究明もすすんでいますが、会社の保安管理責任も当局によって捜査中です。炭鉱の保安のあり方について外尾教授の論稿を、同教授と朝日新聞社の許諾を得て転載し参考に供します。

炭鉱保安は国家の責任で

採掘条件悪化で企業任せには限界

またも炭鉱の大災害が発生した。三池南大夕張の大災害から早くも1カ月が過ぎました。通産省の事故調査委員会の原因究明もすすんでいますが、会社の保安管理責任も当局によって捜査中です。炭鉱の保安のあり方について外尾教授の論稿を、同教授と朝日新聞社の許諾を得て転載し参考に供します。

またも炭鉱の大災害が発生した。三池南大夕張の大災害から早くも1カ月が過ぎました。通産省の事故調査委員会の原因究明もすすんでいますが、会社の保安管理責任も当局によって捜査中です。炭鉱の保安のあり方について外尾教授の論稿を、同教授と朝日新聞社の許諾を得て転載し参考に供します。



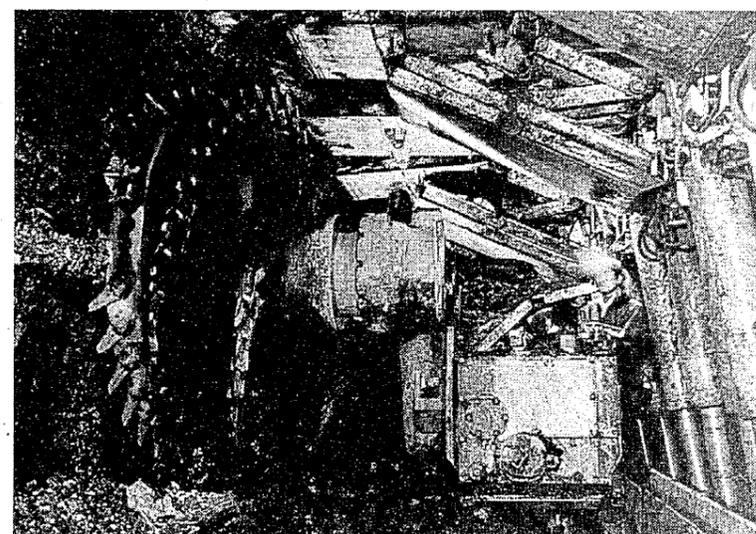
四山鉱構内の立看板

今なせ石炭か

石炭産業発展の道 2

私たちの要求

- 1、早急に「二〇〇〇万トン体制」に復元し、さらに拡大生産を目指すこと。
- 2、政府が新規炭鉱の開発プランを決め、開発地域、生産計画、資金調達方法、開発にあたる事業者等について構想を示すこと。
- 3、採掘に際しては、保安確保を最優先課題とする。とくに深刻化・奥部化にともなう坑内骨格構造の改善、保安設備の完備と災害防止対策の強化、保安新技術の開発、保安技術職員の技能労働者の確保をはかること。
- 4、各炭鉱が今後少なくとも十年間の炭産量を精査し、長期採掘計画を確立すること。これをふまえ、坑内骨格つくりを促進し、また、採掘方式の改善と生産新技術の開発導入、坑内運搬・人員輸送体制の強化等をはかること。
- 5、自然条件・立地条件等による炭産量・企業間の格差を是正するためには、石炭生産機械・流通機構の一元化が前提となる。
- 6、国内炭の価格については、国内炭への打撃を回避すること。
- 7、国内炭産量の確保のため、石炭火力の増設など新規需要を開拓すること。また、海外炭輸入にあたっては、国内炭全量引き取りを前提として、その量を定めること。
- 8、海外炭開発に対しては、あらかじめ開発計画を精査し、国内炭への打撃を回避すること。
- 9、恒久的な労働力確保のため、保安の確保、労働条件・生活環境の改善など、その基礎条件を整備すること。同時に、保安技術職員・技能労働者の養成機関を設立すること。
- 10、産炭地域振興にあたっては、現有炭鉱の維持存続、新規炭鉱の開発、閉山炭鉱の再開をほかり、産炭地域の中核企業に据えること。
- 11、新炭産政策推進にともなう所要資金について、国が責任をもつて確保すること。
- 12、新規炭産の開発事業は、業界の共同出資会社あるいは国の出資による特殊法人を設立して推進すること。



炭現場

ニューズコーナー

- 万人にとって開かれた「情報化」社会のすがすがしさを、まかり出たスパイ防止法。時代に逆行。
- × 消えたはずの「学歴社会」は、やっぱりある。このご託宣。発足九カ月、臨教審の筆々めり。
- × 土、日曜のゴルフ場の、女人禁制は「趣味の問題」と首相。インチキ均等法ができるわけ。
- × 派遣労働者の支払い賃金、三分の一が派遣料の六割以下。ピンハネにハドメなき派遣法案。
- × 一票の重み均衡に自民党の六増六減案。本場の狙いは小選挙区志向。つまりロクでなし。
- × 補助金削減一括法が成立。生活保護、老人ホーム、保育所費など弱者をへぐへぐ自民党政治。

石炭政策 ⑪ について

が可能となる額を設定すること。とくに深刻化・奥部化による「ストップ」がおり、地下労働にふさわしい労働条件が確保されることを前提とする。

7、国内炭産量の確保のため、石炭火力の増設など新規需要を開拓すること。また、海外炭輸入にあたっては、国内炭全量引き取りを前提として、その量を定めること。

8、海外炭開発に対しては、あらかじめ開発計画を精査し、国内炭への打撃を回避すること。

9、恒久的な労働力確保のため、保安の確保、労働条件・生活環境の改善など、その基礎条件を整備すること。同時に、保安技術職員・技能労働者の養成機関を設立すること。

10、産炭地域振興にあたっては、現有炭鉱の維持存続、新規炭鉱の開発、閉山炭鉱の再開をほかり、産炭地域の中核企業に据えること。

同時に、産業基盤整備と企業誘致、生活環境整備の雇用拡大など、現行の産炭地域振興計画に掲げられた事項の完全実施をはかること。さらに産炭地都市町の財政的窮乏化に対して、国費による補助を強化すること。

11、新炭産政策推進にともなう所要資金について、国が責任をもつて確保すること。

12、新規炭産の開発事業は、業界の共同出資会社あるいは国の出資による特殊法人を設立して推進すること。

内外炭の開発・輸入・流通の事業は、将来的には国有化する。それまでの間、炭産間でメリットのある課題について、企業の枠にこだわらず提携・共同化をすすめること。

(おむ)